

住家被害認定調査票 地盤被害による被害 木造・プレハブ 第1次		調査票番号	3 配置状況	■判定した住家の範囲が分かるように記載	資料 5-1		
調査日	令和	年				月	日
1 調査時	: ~ :						
調査員							
所在地							
世帯主							
2 住家	<input type="checkbox"/> 住家である(居住のために使用されている)						

4 外観	<input type="checkbox"/> 住家全部が倒壊 <input type="checkbox"/> 住家の一部の階が全部倒壊 <input type="checkbox"/> 一見して住家全部が流出又はずれ落ち <input type="checkbox"/> 基礎のいずれかの辺が全部破壊し、かつ基礎直下の地盤が流出・陥没 <input type="checkbox"/> 地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断					いずれかに 該当	<input type="checkbox"/> 判定へ (全壊)
------	---	--	--	--	--	-------------	--------------------------------------

5 外壁・柱の傾斜	測定箇所	①	②	③	④	平均値	6cm以上 (下げ振り120cmの場合) 1.2cm以上6cm未満「7」 (下げ振り120cmの場合)以降へ
	水平距離 (cm)						

1.2cm未満(下げ振り120cmの場合) ↓

6 床の傾斜	測定外壁	①	②	③	④	最大値 <input type="checkbox"/> 1/100以上 <input type="checkbox"/> 1/100未満 (注) 1/100=1.0%≒0.57°	
	測定箇所	(1)	(2)	(1)	(2)		(1)
	傾斜角	(平均値)		(平均値)		(平均値)	

7 不同沈下による傾斜	<input type="checkbox"/> 【外壁・柱】2cm以上6cm未満 (下げ振り120cmの場合)		<input type="checkbox"/> 判定へ (大規模半壊)
	<input type="checkbox"/> 【外壁・柱】1.2cm以上2cm未満 (下げ振り120cmの場合)		
	<input type="checkbox"/> 【床】1/100以上		

8 地盤	<input type="checkbox"/> 床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み		<input type="checkbox"/> 判定へ (全壊)
	<input type="checkbox"/> 床までのすべての部分が地盤面下に潜り込み		<input type="checkbox"/> 判定へ (大規模半壊)
	<input type="checkbox"/> 基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み		7・8いずれにも該当 <input type="checkbox"/> 判定へ (中規模半壊)

いずれかに該当
判定へ
(半壊)

(備考)

【判定表】

(注) 不同沈下による傾斜、地盤面下への潜り込み双方みられる場合には、原則として双方の損害割合のうち大きい値を損害割合とする。

判定	損害割合	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上	判定に至らない
		<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 中規模半壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊	<input type="checkbox"/> 全壊	<input type="checkbox"/> 地震・水害等通常の被害認定調査へ

住家被害認定調査票

地盤被害による被害
木造・プレハブ
第2次-1

調査票番号

調査日 令和 年 月 日

1 調査時 : ~ :

調査員

所在地

世帯主

2 住家 住家である(居住のために使用されている)

3 外観

住家全部が倒壊又は住家の一部の階が全部倒壊

住家全部が流出又はずれ落ち

地盤被害により基礎に著しい損傷

地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断

いづれかに該当 判定へ(全壊)

4 外壁・柱の傾斜

①		平均値
②		
③		
④		

水平距離 (cm)

6cm以上(下げ振り120cmの場合) 判定へ(全壊)

5 地盤

床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み

床までのすべての部分が地盤面下に潜り込み

基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み

基礎の天端下25cmまでのうち、地盤面下に潜り込んでいない部分がある

損害割合 50%以上 判定へ(全壊)

【計算方法早見表】へ

【計算方法早見表】

		地盤(潜り込み)		
(下げ振り120cmの場合)		床上以上	基礎の天端下25cm以上	基礎の天端下25cm未満
傾斜	2cm以上6cm未満	【損害割合算出表】①へ	【損害割合算出表】④へ	【損害割合算出表】⑦へ
	1.2cm以上2cm未満	【損害割合算出表】②へ	【損害割合算出表】⑤へ	【損害割合算出表】⑧へ
	1.2cm未満	【損害割合算出表】③へ	【損害割合算出表】⑥へ	通常の【損害割合算出表】へ

【損害割合算出表】

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
1階の床面積(カ)										
住家の延べ床面積(キ)										
カ/キ 1階の床面積割合(ク)										
		ク×20	ク×20	ク×30			ク×10			
9	外壁※1	10	※2	※2	※2					
13	内壁※1	10	※2	※2	※2					
15	床(階段含)※1	10	25	10	※2	25	10	※2	25	10
5	基礎	10	10	10	10	10	10	10	10	※3
11	柱(又は耐力壁)※1	15	35	11%以上で全壊	11%以上で全壊	35	11%以上で全壊	11%以上で全壊	35	11%以上で全壊
10	屋根※1	15								
12	天井※1	5								
14	建具※1	15								
16	設備※1	10								
計										

※1 「9. 外壁」～「16. 設備」の各欄は、地震編又は水害編の第2次調査票における損害割合算出表の「d」列及び「e」列の値を参照して記入する。
 ※2 2階以上の部分に損傷がある場合、その損害割合を記入する。
 ※3 不同沈下により、1階に床が1/100以上傾斜している室がある場合は、基礎の損害割合を「10%」とする。

判定	損害割合	10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上	50%以上
			<input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)	<input type="checkbox"/> 準半壊	<input type="checkbox"/> 半壊	<input type="checkbox"/> 中規模半壊	<input type="checkbox"/> 大規模半壊

住家被害認定調査票
地盤被害による被害
木造・プレハブ第2次-2

調査票
番号

(注)1/100=1.0%≒0.57°

6 床の傾斜	室Ⅰ	測定壁面	①		②		③		④		最大値
		測定箇所	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	
	傾斜角										□1/100以上 □1/100未満
		(平均値)									
	室Ⅱ	測定壁面	①		②		③		④		最大値
		測定箇所	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	
	傾斜角										□1/100以上 □1/100未満
		(平均値)									
	室Ⅲ	測定壁面	①		②		③		④		最大値
測定箇所		(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)		
傾斜角										□1/100以上 □1/100未満	
	(平均値)										
室Ⅳ	測定壁面	①		②		③		④		最大値	
	測定箇所	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)		
傾斜角										□1/100以上 □1/100未満	
	(平均値)										
室Ⅴ	測定壁面	①		②		③		④		最大値	
	測定箇所	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)		
傾斜角										□1/100以上 □1/100未満	
	(平均値)										
室Ⅵ	測定壁面	①		②		③		④		最大値	
	測定箇所	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)		
傾斜角										□1/100以上 □1/100未満	
	(平均値)										
室Ⅶ	測定壁面	①		②		③		④		最大値	
	測定箇所	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)		
傾斜角										□1/100以上 □1/100未満	
	(平均値)										
室Ⅷ	測定壁面	①		②		③		④		最大値	
	測定箇所	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)		
傾斜角										□1/100以上 □1/100未満	
	(平均値)										
室Ⅸ	測定壁面	①		②		③		④		最大値	
	測定箇所	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)		
傾斜角										□1/100以上 □1/100未満	
	(平均値)										

液状化等の地盤被害による被害（木造・プレハブ）

調査票記入の手引き

（１）地盤の液状化等により損傷した住家

１）第１次調査票

i) 調査票記入にあたっての留意事項

- 1) 黒地に白抜きで数字の項目が現場で調査する項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1から順番に全ての項目についての調査を実施します。
- 2) 白地の項目（調査日、調査員名、所在地、世帯主等）は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。

ii) 調査項目部分の記入

- 3) 「２．住家」は、居住のために使用されている建物である場合にチェックを入れます。
- 4) 「３．配置状況」は、これから判定しようとしている住家の範囲（居住の用に供されていると推定される部分）が分かるように記入して下さい。建物の外形を詳細に再現する必要はありません。

※判定する住家の範囲を確定した段階で、当該住家全体（外部から撮影できる全ての面）の写真を撮影し記録しておいてください。

- 5) 「４．外観」は該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従つて判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 6) 「５．外壁・柱の傾斜」を計測します。計測の際の下げ振りの垂直部分の長さは120cmとして外壁又は柱の傾斜を測定し、平均値を算出します。その値が6cm以上の場合、矢印に従つて判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。その値が1.2cm未満の場合、「６．床の傾斜」を推定します。水平器等による測定で各外壁面の傾斜を算出し、それらの最大値が1/100（＝1.0%≒0.57°）以上かどうかチェックを入れます。その上で、これらの傾斜が不同沈下によるものである場合、「７．不同沈下による傾斜」の欄の該当箇所にチェックを入れます。「５．地盤」の潜り込み等により損傷した住家の場合、「地盤」の欄の該当箇所にチェックを入れます。なお、水害によって土砂等が住家及びその周辺に一樣に堆積している場合、堆積した土砂により上昇した面を地盤面として取り扱います。
- 7) 「８．地盤」の潜り込み等により損傷した住家の場合、「地盤」の欄の該当箇所にチェックを入れます。なお、水害によって土砂等が住家及びその周辺に一樣に堆積している場合、堆積した土砂により上昇した面を地盤面として取り扱います。「不同沈下」により損傷した住家の場合、傾斜を計測します。計測の際の下げ振りの垂直部分の長さは120cmとして傾斜を測定し、平均値を算出して、「~~７．不同沈下のある傾斜~~」の欄の該当箇所にチェックを入れます。

- 8) 「不同沈下による傾斜」「地盤」~~「不同沈下」~~双方により損傷した住家の場合、双方の該当箇所にチェックを入れます。
- 9) 「判定」の欄に 「不同沈下による傾斜」「地盤」~~「不同沈下」~~いずれかの結果で得られた損害割合（~~「20%以上30%未満」等~~）を記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。

※ 「不同沈下による傾斜」「地盤」による損傷と、「地盤」~~「不同沈下」~~による損傷、双方による損傷がみられる場合は、原則として値が大きい方を損害割合として採用します。 いずれの損害割合も20%以上30%未満（半壊）となる場合には、損害割合を30%以上40%未満（中規模半壊）と判定します。

2) 第2次調査票

i) 調査票記入にあたっての留意事項

- 1) 黒地に白抜きで数字の項目が現場で調査する項目です。「判定へ」等の指示がない限り、1から順番に全ての項目についての調査を実施します。
- 2) 白地の項目（調査日、調査員名、所在地、世帯主等）は事前に役場等で記入しておくとい良いでしょう。
- 3) 平面図、部位別損害割合は地震編又は水害編の調査票を利用してください。

ii) 調査項目部分の記入

- 4) 「2. 住家」は、居住のために使用されている建物である場合にチェックをいれます。
- 5) 「3. 外観」は該当するものがあつた場合はチェックをし、矢印に従つて判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 6) 「4. 外壁・柱の傾斜」の計測の際の下げ振りの垂直部分の長さは120cmとしています。
「4. 外壁・柱の傾斜」の平均値が6cm以上の場合は、矢印に従つて判定に進み、全壊にチェックを入れて終了です。
- 7) 「5. 地盤」の欄の該当箇所にチェックを入れます。
なお、「□床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み」を選択すると、損害割合50%以上、全壊判定となり、「判定」の欄に損害割合を記入し、「全壊」にチェックを入れて終了です。
- 8) 「6. 床の傾斜」では、各室で計測した床の傾斜を記入します。水平器等による測定で室周囲の各壁面の傾斜を算出し、それらの最大値が $1/100 (=1.0\% \approx 0.57^\circ)$ 以上かどうかチェックを入れます。
なお、「4. 外壁・柱の傾斜」の平均値が2cm以上の場合、床の損害割合は10%となることから全室での測定は不要ですが、不同沈下による柱及び基礎の損傷を確認するため、1階の室を計測し、床の傾斜が $1/100 (=1.0\% \approx 0.57^\circ)$ 以上の室の有無を確認します。
また、「4. 外壁・柱の傾斜」の平均値が1.2cm以上2cm未満の場合、床の損害割合は10%となることから全室での測定不要ですが、「5. 地盤」において「□基礎の天端下25cmまでのうち、地盤面下に潜り込んでいない部分がある」にもチェックが入っている場合、不同沈下による基礎の損傷を確認するため、1階の室を計測し、床の傾斜が $1/100$ 以上の室の有無を確認します。
また、「5. 地盤」において「□床までのすべての部分が地盤面下に潜り込み」「□基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込み」のいずれかにチェックが入っている場合、1階の床の損傷率は100%となることから、1階の各室の床の傾斜は測定不要です。
1枚で記入できない場合は、コピーして使用してください。

~~8) 「6. 不同沈下のある傾斜」の欄の該当箇所にチェックを入れます。~~

なお、「□6 cm 以上」を選択すると、~~損害割合 50%以上となり、全壊判定となり、「判定」の欄に損害割合を記入し、「全壊」にチェックを入れて終了です。~~

iii) 計算方法早見表の確認

- 9) 「外壁・柱の傾斜」「地盤」~~「不同沈下」~~各々で損害割合 50%未満の場合、縦軸の「傾斜」と横軸の「地盤（潜り込み）」のマトリックスのうち、該当部分が重なる箇所を確認します。

例えば、「地盤」が「□基礎の天端下 25cm 以上潜り込み」、「~~不同沈下のある傾斜~~」が「□2 cm 以上 6 cm 未満」の場合、マトリックスでは④へ誘導されます。

iv) 損害割合算出表の記入

- 10) 誘導に従い、「①」～「⑧」のうち、該当箇所を記入します。「5. 基礎」「9. 外壁」～「16. 設備」の各欄は、地震編又は水害編の第 2 次調査票の損害割合算出表の「d」列及び「g」列の値を参照して記入します。またさらに、「①」～「③」及び⑥の場合、最上段はそれぞれ調査票にある指示通りに計算記入し、損傷率を 100%とする各部位の 1 階部分の損害割合をまとめて記入します（例えば「①」の場合、「ク：一階の床面積割合」×2025をした値を計算記入し、「9. 外壁」・「15. 内壁」の 1 階部分の損害割合をまとめて記入します）。さらに、「⑧」の場合、不同沈下により、1 階に床が 1/100 (=1.0%≒0.57°) 以上傾斜している室がある場合には、「5. 基礎」の欄については「10」と記入します。
- 11) 「計」にその合計値を記入します。合計時には、「15. 床」・「5. 基礎」・「11. 柱（又は耐力壁）」の欄については、表にあらかじめ数値の記載がある場合には、その数値を損害割合として加算します。例えば「①」の場合、不同沈下により、1 階に床が 1/100 (=1.0%≒0.57°) 以上傾斜している室がある場合には「35」、無い場合には「25」を加算します。なお、「②」「③」「⑤」「⑥」「⑧」の場合、「11. 柱（又は耐力壁）」の損害割合が 11%以上の場合は、その他の部位の損害割合にかかわらず全壊と判定します。
- 12) 「d」欄と「g」欄を比較し、大きい方の値を損害割合として採用し、「判定」欄に記入し、該当する被害の程度にチェックを入れて終了です。